

○ 2024.04 東京都 全国初の補聴器助成制度

「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」開始



事業の目的

本事業は、加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと対応への支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげることを目的とする

◎ 「東京都介護保険福祉計画」事業の位置づけ

対象者の要件

① 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない者

※補助対象経費は、1人あたり 144,900 円を上限とする(補助金交付基準より)

※再交付は、原則として、補聴器補助を 5 年間受けていない者(Q&A より)

② 補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医(補聴器相談医など)の診察及び聴力検査結果により、補聴器の必要性を確認している者

③ 原則として、事業を実施する年度に 65 歳以上となる者

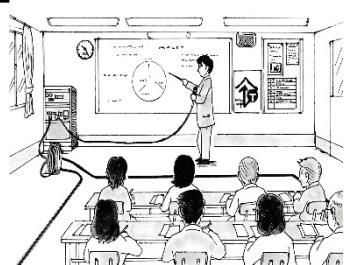
※令和 5 年度までに包括補助で認められている自治体は 60 歳以上を対象として認める(Q&A より)

※包括補助とは、東京都の高齢者社会対策区市町村包括支援事業で、補聴器補助はその他の項目で対象経費として位置づけし補助を実施

④ 原則として、住民税非課税となる者

※すべての自治体において、住民税非課税以外の者についても、72,450 円まで認められる(Q&A より)

加齢性難聴に係る普及啓発及び聴覚検診



① チラシ等の配布及びイベント実施等を通じた普及啓発



※対象経費は、チラシ、リーフレット、ポスター、動画作成、相談会、講演会等のイベント経費等(Q&A より)

② 聴覚検査アプリなどを用いた簡易スクーリング実施等により加齢性難聴に早期に気づくための取組

③ 補聴器相談医が在籍する医療機関がない市区町村において聴覚検診等の取組

補助率と基準額

① 補聴器支給に係る助成の補助率 1/2 (残りの 1/2 は区市町村が負担)

・対象人口規模により最大 199,000 千円

② 普及啓発 10/10

・対象人口規模により最大 7,000 千円

③ 聴覚検診 10/10 ・一律 7,000 千円

※資料は東京都の「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」補助金交付要綱、実施要綱、Q&A より一部抜粋

※問い合わせ先 東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課 03-5320-4271